

広島県告示第三百七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十九年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 日時

平成二十九年七月二十七日 午後一時三十分から

二 場所

尾道市因島土生町七番地四 尾道市因島総合支所大会議室

三 案件

大浜崎鳥獣保護区大浜崎特別保護地区（尾道市因島大浜町地内の瀬戸内海国立公園大浜崎地区の区域のうち広島県有地及び本州四国連絡高速道路株式会社所有地の区域一円。面積十七ヘクタール。存続期間十年。）の再指定について